



岐阜労働局発表
平成28年8月23日

【照会先】

岐阜労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 青木 信夫
室長補佐(指導担当) 森田 邦子
(直通電話) 058-245-1550

報道関係者各位

「岐阜版・マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施します

～来年1月スタートの改正育児・介護休業法等の円滑な施行に向けて～

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立できる社会の実現を目指し、平成28年3月、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月から施行されます。(別添資料1)

この改正により、**上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント(いわゆる「マタハラ」)などを防止する措置が、新たに事業主に義務付けられます。**

岐阜労働局(局長 本間之輝)では、9月1日から12月31日までの期間、法の効果的な周知を図るため全国的に展開される「マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として、「岐阜版・マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施し、その第一弾として、次の取組を行います。

1 事業主・人事労務担当者に向けた取組 (別添資料2)

岐阜県との共催により、本年10月6日を皮切りに、県内4か所において「**改正育児・介護休業法等説明会**」を開催し、マタハラ未然防止措置の取組方法等のノウハウを提供します。

2 主として労働者に向けた取組 (別添資料3)

岐阜労働局に「**STOP! ハラスメント特別相談窓口**」を開設します。

＜開設期間＞ 平成28年9月1日(木)～12月28日(水)
祝日を除く月～金曜日 8:30～17:15

＜開設場所＞ 岐阜労働局 雇用環境・均等室
〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
☎058-245-1550 FAX 058-245-7055
又は**☎058-245-8124**

＜相談方法＞ 電話、来庁、手紙、ファクシミリなど

＜相談内容＞ **いわゆる「マタハラ」や「職場におけるセクシュアルハラスメント」**

＜相談対応＞ 個々の相談者の置かれた状況を丁寧にお聞きして、法に沿った適切な対応方法をアドバイスします。また、ご希望に応じ、行政指導に繋げるほか(匿名も可)、事業主との間の紛争の解決をお手伝いします。

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要 (別添資料1)

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

「マタハラ防止措置」が事業主の義務となります！

改正育児・介護休業法等説明会

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法等が改正されました。**来年1月の改正法スタート**を目前に控え、改正のポイントやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業主支援制度をご説明します。どうぞ、ご参加ください。

入場無料

日時・会場

場所	日時	会場	定員
岐阜	平成28年10月13日(木) 第1回 10:00~12:00(2時間) ※個別相談会なし 第2回 13:30~16:00(2時間30分)	ふれあい福寿会館 大会議室 (岐阜市藪田南5-14-53)	各回 120名
	平成28年10月7日(金) 第1回 10:00~12:00(2時間) ※個別相談会なし 第2回 13:30~16:00(2時間30分)		
飛騨	平成28年10月6日(木) 13:00~15:30(2時間30分)	飛騨・世界生活文化センター大会議室 (高山市千島町900-1)	100名
東濃	平成28年10月14日(金) 13:30~16:00(2時間30分)	セラトピア土岐 大会議室 (土岐市土岐津町高山4)	130名

内容

- ◆ 育児・介護休業法等改正のポイント、法に沿った規定整備の方法、
「いわゆるマタハラ等防止措置」として取組が必要な内容の解説
- ◆ 仕事と生活の調和について(長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等)
- ◆ 「職場意識改善助成金等」、「両立支援等助成金」、「雇用関係助成金」
- ◆ 「子育て支援エクセレント企業認定制度」など岐阜県の関連事業
- ◆ 個別相談会(岐阜、西濃会場の第1回にはありません)



申し込み方法

※定員に達し次第、申込みを締め切ります。

- ◆ 以下に必要事項を記入し、切り取らずに、この面をそのまま FAX してください。
- ◆ **本票は「受付票」を兼ねますので、必ず当日ご持参の上、受付にご提出ください。**
- ◆ 岐阜会場は定員が少なくなっています。岐阜会場をご希望の場合は、可能な限り、第3希望までご記入ください。定員に達した場合は、第2希望以下の会場又は回へ、変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 第1希望でご参加いただける場合は、あらためて連絡しませんので、そのままお越しください。

「参加申込票」兼「当日受付票」 FAX (058)245-7055

事業所名	所在地 () 市・町・村	お名前	※岐阜会場は原則として1社1名とさせていただきます。
電話番号	()	※必ず、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。	
第1希望 () 会場・第() 回	第2希望 () 会場・第() 回	第3希望 () 会場・第() 回	

申込先

岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL (058)245-1550 〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13 岐阜地方合同庁舎 4 階

育児・介護休業法などが変わります

(平成 29 年 1 月スタート)

- 介護休業を分割して取れるようになります。
原則 1 回（通算 93 日まで）から 3 回までの分割取得が可能に。
- 育児や介護をするパートタイマーや契約社員、派遣労働者などの方々が休業しやすくなります。
育児休業、介護休業を取得することができる有期契約労働者の要件が緩和されます。
- 子どもの看護や家族介護のための休暇が取りやすくなります。
子の看護休暇、介護休暇が、半日単位でも取得できるようになります。
- ⑧ 介護のために、残業免除を申し出ることができるようになります。
- 介護短時間勤務等の利用期間が最長 3 年に延長されます。
事業主は、介護休業の日数とは別に、利用開始から 3 年間で 2 回以上利用することができる「介護のための所定労働時間短縮等の措置」を講じなければなりません。
- ⑧ マタハラ等の防止が義務化されます。
事業主は、妊娠・出産、育児・介護休業等に関する上司や同僚の言動によって労働者の就業環境が害されることがないように、いわゆる「マタハラ防止措置」を講じなければなりません。

いわゆる「マタハラ」とは？

- ・妊娠を上司に報告したら、「代わりの人を雇うので **早めに辞めて欲しい**」と言われた。
- ・先輩から、「就職したばかりなのに育休をとるなんて…」
「あなたが休むと、みんなが迷惑する」などと何度も言われた。
- ・育休を取りたいと上司に申し出たら、
「男のくせに育休なんてありえない」と言われた。



- ◆ 改正の概要、法律・施行規則・指針の内容、育児・介護休業等規則の規定例、パンフレットなどは、順次、厚生労働省の HP にアップされますので、ご活用ください。
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 子ども・子育て> 職場における子育て支援> 事業主の方へ> 育児・介護休業法について
- ◆ 説明会では、できる限り簡潔で分かりやすく、事業主に求められる対応を解説します。是非、ご参加ください。

都道府県労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

期間：平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられます。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます
制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

岐阜労働局 STOP！ハラスメント特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 058-245-1550 又は 058-245-8124

住所 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

